

令和5年度「リアルde伝統文化教室」実施業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の趣旨・目的

関西各地にゆかりのある伝統文化を、その歴史や背景などとともに取り上げ、コロナ禍で体験機会を喪失した関西の子どもたちにリアルで鑑賞・学習・体験できる機会を広く提供し、次世代への継承につなげることを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 「リアルde伝統文化教室」実施業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約日から令和6年2月9日（金）まで
- (4) 委託上限額 3,491,260円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 関西広域連合を構成する2府6県4政令市（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市。以下「構成団体」という。）の地方税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、構成団体の競争入札において指名停止又は参加資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

- (7) 複数の法人等による共同企業体で提案する場合は、構成員となるすべての法人等が(1)～(6)の要件を満たすこと。なお、共同企業体の構成員が別の共同企業体の構成員となり、又は単独で応募することはできない。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府文化生活部文化政策室内
関西広域文化観光資源活用地域活性化実行委員会事務局
関西広域連合広域観光・文化・スポーツ振興局文化課
電話 075-414-4521 FAX 075-414-4223
メールアドレス bunsei@pref.kyoto.lg.jp

(2) 応募方法

参加表明書(様式1)及び別記1の書類の提出をもって本募集に応募したものとする。

(3) 募集要領等の配布

ア 配布期間: 令和5年7月5日(水)～令和5年7月19日(水)
(平日の午前9時から午後5時まで)

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、関西広域連合ホームページ
(<https://www.kouiki-kansai.jp/nyusatsu/8139.html>)からダウンロードできる。

(4) 参加表明書

ア 提出期限: 令和5年7月12日(水)午後5時まで(必着)

※提出期限後に到着した参加表明書は無効とする。

イ 提出先: 参加表明書(様式1)に必要な事項を記入の上、持参、郵送、電子メール、FAX(持参以外の場合は、電話連絡のこと)により上記(1)担当部署と同じ

(5) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限: 令和5年7月19日(水)午後5時まで(必着)

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所: (1)に同じ。

ウ 提出方法: 持参(平日の午前9時から午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

5 質疑・回答

(1) 受付期間: 令和5年7月5日(水)～令和5年7月12日(水)午後5時必着

(2) 質疑方法: 持参のほか、郵送、電子メール、FAX(持参以外の場合は、電話連絡のこと)により、4(1)に提出すること。

- (3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
- ア 件名は「リアル de 伝統文化教室実施業務に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。
 - ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- ※ 企画提案書の評価に係る質問には回答できない。
- (4) 回答日：令和5年7月13日（木）
- (5) 回答方法：質問への回答は関西広域連合ホームページ
(<https://www.kouiki-kansai.jp/nyusatsu/8139.html>) に掲示し、個別には回答しない。

6 応募書類

(1) 提出書類

別記1「企画提案応募提出書類一覧」のとおり。

(2) 企画提案書の作成方法

別紙「仕様書」に記載の事項を参照して、業務内容について、企画内容や提案事項、スケジュール等を図・表等を用いて作成する。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これを類推できるような事項を記載しないこと。

また、提案に伴い、伝統芸能や生活文化関係の団体に打診等の連絡を行わないこと。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 評価方法等

(1) 評価基準

別記2「評価基準」のとおり

(2) ヒアリングの実施

提出された応募書類について、必要に応じてヒアリングを実施する。ヒアリングを実施する場合には、応募者に別途通知する。

(3) 評価方法

提出された応募書類及びヒアリング（必要に応じて実施）について、評価基準に基づいて、関西広域文化観光資源活用地域活性化実行委員会（以下、「実行委員会」という）において評価する。

(4) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 実行委員会及びその構成団体に対して、評価に係る事項について、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日以降に、下記項目において関西広域連合ホームページ

(<https://www.kouiki-kansai.jp/nyusatsu/8139.html>)において公表する。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点
 - ※(1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

9 契約手続

- (1) 契約の相手方の候補者と実行委員会との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の5の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、関西広域連合財務規則99条第2項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 契約の相手方の候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはで

きない。ただし、実行委員会から指示があった場合を除く。

- (4) 参加表明書を提出した後、実行委員会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、すべて実行委員会に帰属するものとする。
- (8) 本募集要領に定めのない事項については、実行委員会と協議の上、決定するものとする。

(別記1)

企画提案応募提出書類一覧

※提出する部数のうち1部は、企画提案者の社名及び社名を連想できる記述（URL、メールアドレス、子会社等関連会社など）を黒塗りするなど不可視にすること。
なお、「5会社概要」をパンフレット等別冊の既製物で提出する場合は、この限りでない。

提出書類名	内容、記載を要する事項等	提出部数
企画提案書	用紙はA4判（図や表等について、A3判をA4判に折り込むことも可）とし、ページ数は表紙を除いた10ページ以内（その他の提出書類を除く。）で作成すること。 以下の各点については、記載すること。 ① 業務について基本的な考え方 ② 企画・運営・演出提案内容 ③ 業務実施体制 ※真に必要な場合を除き、個人の情報や、これを類推できるような事項を記載しないこと。	正本1部 副本1部
価格提案書（見積書）	企画料、制作費、運営費、管理費、広報費等、積算内訳を詳細に明記し、本業務に係る一切の経費を記載すること。 ※消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。	正本1部 副本1部
会社概要	事業者の概要資料（パンフレット等）	2部
実績調書	今回の業務と同様の業務をこれまで実施した実績（最長過去5年間）について明記すること。 （年月日、場所、事業名称、事業内容、参加者数などを記載）	2部
法人・任意団体関係書類	法人・任意団体の別により以下の書類 （1）法人の場合 ア 法人登記簿謄本（※発行日から3か月以内。コピー可。） イ 法人定款 （2）任意団体の場合 ア 団体の規約 イ 役員一覧	各1部
共同企業体関係書類 （共同企業体で参加する場合のみ）	（1）共同企業体届出書 （2）共同企業体協定書 （3）構成員すべての委任状 （4）使用印鑑届	各1部

（注）宛名を記載する場合は、全て「関西広域文化観光資源活用地域活性化実行委員会 委員長 野村 昌彦」と記載すること。

(別記2)

評価基準

評価項目	評価内容		配点
全体の評価	提案内容の効率性	業務仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているとともに、事業を効果的・効率的に実現するための提案がされているか。	10点
	提案内容の実現性 事業への理解・知識	実施方法等が具体的で、実現性があるとともに、事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるかどうか。	10点
企画	的確性	伝統芸能・生活文化の魅力を小中学生向けに分かりやすく伝え、楽しく学びながら親しみを持てる企画になっているか。	15点
	実現性・独創性	事業者が有する伝統芸能・生活文化に関する知見を反映した、独創的かつ実現可能な提案内容となっているか。	15点
広報	的確性・実現性	広報計画は具体的で実現性があるか。	10点
	独創性	誘客効果の高い広報展開が提案されているか。	10点
設営・運営・ 実施体制	的確性	適正な業務スケジュールが示されているか。	5点
	実現性	業務内容に応じた適正な実施体制(責任者、人員、役割分担等)となっており、業務を迅速に遂行することができるか。	5点
	安全性	体験に参加する小中学生及びスタッフの安全対策及び社会状況に合わせた感染対策の提案がなされているか。	5点
小 計			85点
業務実績	本業務と同種・類似業務の実績があるかどうか。		5点
構成団体内 企業	構成団体内に、本店、支店又は営業所等を有する者であるか。	構成団体内に本店がある	5点
		構成団体内に支店、営業所等がある	3点
		上記以外	1点
価格点	満点(5点)×(提案価格のうち最低価格/自社の提案価格)		5点
小 計			15点
合 計			100点

【配点基準】各項目について、下表の5段階で評価する。(構成団体内企業点、価格点を除く)

配点	極めて 優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
15点	15点	12点	9点	6点	3点
10点	10点	8点	6点	4点	2点
5点	5点	4点	3点	2点	1点